

ナイター法律相談実施要綱

制定 令和2年4月1日

最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(相談員)

第2条 相談担当者は、弁護士とする。

(相談場所)

第3条 相談場所は、本市が指定する区民センター等市内公共施設とする。

(相談日)

第4条 相談の実施は2箇月に1回とし、相談日については市民局長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、市民局長は、相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日を変更し、又は相談を実施しないことができる。

(相談時間)

第5条 相談実施時間は午後6時30分から午後8時30分までとする。

2 相談時間は1回30分とする。

(受付方法等)

第6条 相談は相談日前日午後5時までの予約によるものとする。

2 前項において定員に達しなかった場合は、相談日の午後6時時点で来場している相談希望者で抽選する。

3 前項における抽選を実施してもなお定員に達しなかった場合については、先着順にて受け付けるものとする。ただし、最終受付時間は午後7時50分までとする。

(相談費用)

第7条 相談者の相談費用は無料とする。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。